

山口県報

令和8年
1月30日
(金曜日)

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本ゼオン株式会社

二 工場又は事業場の名称及び所在地
所 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号

名 称 日本ゼオン株式会社徳山工場東製造所

所在地 周南市由加町一番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類 構造 使用時間間隔等

備考	「三三一〇」、「三三一八」及び「三三一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十年政令第百八十八号)別表第一第二第三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機及び静置分離器をいう。	三三一〇	一、八〇〇(kg/時)	予定期間年月日	着手工事予定期間	一日当たる時間の使用時間	方法
		三三一八	三〇〇(kg/時)	予定期間年月日	完成工事予定期間	開始使用予定期間	方法
		三三一二	一五(m ³ /時)	予定期間年月日	連続工事予定期間	一日の使用時間	方法
			二四時間	二四時間	二四時間	一日の使用時間	方法
			一五時間	一五時間	一五時間	一日の使用時間	方法
			一一日当たる時間	一一日当たる時間	一一日当たる時間	一日の使用時間	方法

- 告示
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) 一
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 二
- 救急病院の認定 (医療政策課) 三
- 県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等 (森林整備課) 四
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 七
- 海岸保全区域の指定に関する告示の一一部改正 (港湾課) 七
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一一部改正 (会計課) 一
- 公告
- 基本測量の実施 (監理課) 一二
- 基本測量の実施の終了 (監理課) 一二
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了 (砂防課) 一二

山口県告示第二十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年一月三十日から同年二月二十日までの

山口県告示第二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第一百六十七条の十一第二項の規定により、令和八年度及び令和九年度において県が発注する森林整備工事（次の（一）に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 森林整備工事

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

（一）競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、二等級に区分して格付される資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

（1）政令第百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働

力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

（2）建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、令和九年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

（1）森林法第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法

の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

（2）技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

（3）農林水産大臣から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者

一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

（4）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ三年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ二年以上）の実務経験を有する者

（5）森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上の実務経験を有する者

（6）常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。

4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

（一）競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

（二）競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から令和十年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

（一）申請の時期は、令和八年二月六日以降隨時とする。

（二）資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

（三）申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事

等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の(一)2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
4 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が證明した同様の書類)

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)

7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

四 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外貨換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

五 資格審査の結果は、申請者に通知する。

審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 法第五条第一項の認定
- (五) 建設工事等競争入札参加資格
- (六) 営業所の名称及び所在地
- (七) 代理人

別記
第1号様式

※受付番号	※登録番号
-------	-------

競争入札 參加 資格 審査 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所 所
商号又は名称
代表者 氏名

電話番
(電話番)
(ファクシミリ番)

令和8年度及び令和9年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を關係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合には、いつでも応じることを誓約します。

作業職員の数	(A)	人
資格等の名称	人	数
(A) のうち技術職員の数		
(A) のうち安全衛生教育を受けた者の数		

注 / ※印欄は、記入しないこと。欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうち「(A)のうち技術職員の数」欄は、「(A)のうち資格等により記入すること。」の主な「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、「労働安全衛生法第57条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。」とある。用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋
 第22号までに該当しないことを誓約します。
 また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいすれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋
 (暴力団排除)
 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不當に与えたと認められるとき。
 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 20 役員等が、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められるとき。
 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借り入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第6号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第6号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第7号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第8号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号 所在地
り ふ が が そ

山口県告示第二

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争
入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
三

四

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十一年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月三十日

山口県知事
村岡嗣政

封印を封じて宿舎に閉めて、お詫びをひのいに改める。

山口県山口

(二) 指定区域

山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

変更事項	変更年月日	変更の内容			
		変更前	変更後	内 容	内 容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、一四〇、一四一、一四二、補助点一四二の一、二三五の一、一一七の一、一一六の一、一二二の一、一〇四の一、一〇三の一、一〇二の一、一〇〇の一、九四の二、九四の一、一七の一、一四の一、一一の一、八の一、三の一、二の一、四三の一、四二の一、四〇の一、三八の一、三七の一、三六の一、三五の一、基点三五の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域

基点の位置

一 下関市長府扇町一番地の五の標柱の位置（北緯三四度〇一分三五・六三六秒東経一三一度〇〇分四五・二四五秒）
 二 基点一から一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
 三 基点二から一五度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
 四 基点三から二一八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点
 五 基点四から三一〇度四三分〇三秒二三・一六メートルの地点
 六 基点五から二一八度二二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点
 七 基点六から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点
 八 基点七から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
 九 基点八から三〇一度一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
 一〇 基点九から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
 一一 基点一〇から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
 一二 基点一一から三二度一分四四秒一三四・四四メートルの地点
 一三 基点一二から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点
 一四 基点一三から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
 一五 基点一四から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
 一六 基点一五から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
 一七 基点一六から二九〇度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
 一八 基点一七から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
 一九 基点一八から二一八度〇八分〇八秒九八・八三メートルの地点
 二〇 基点一九から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
 二一 基点二〇から三四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点
 二二 基点二一から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点
 二三 基点二二から二一度二四分〇八秒六九・四七メートルの地点

五八	基点五六から二三二度四六分七・〇七メートルの地点
五九	基点五七から二二八度一九分二三四・六一メートルの地点
六〇	基点五八から一四三度五三分四・三一メートルの地点
六一	基点六〇から二〇三度五一一分八一・一三メートルの地点
六二	基点六一から一二八度二七分七六・六八メートルの地点
六三	基点六二から二一七度二四分三〇・八六メートルの地点
六四	基点六三から一二七度四四分七九・五四メートルの地点
六五	基点六四から二一〇度三三分三五・〇四メートルの地点
六六	基点六五から一五六度一六分一一・八八メートルの地点
六七	基点六六から二一二度六分四一秒一三・八〇メートルの地点
六八	基点六七から一二〇度四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
六九	基点六八から二二一度二五分〇一秒二・八二メートルの地点
七〇	基点六九から三〇一度六分二六秒二九・九七メートルの地点
七一	基点七〇から二二一度二六分四六秒一〇八・五〇メートルの地点
七二	基点七一から二二一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
七三	基点七二から二二一度二六分四七秒二八・二六メートルの地点
七四	基点七三から一二三〇一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
七五	基点七四から一七六度二五分〇一秒三六・三四メートルの地点
七六	基点七五から一二一度四九分一四〇・八三メートルの地点
七七	基点七六から二二一度〇六分二四・七五メートルの地点
七八	基点七七から一二一度一九分四八・九七メートルの地点
七九	基点七八から二二〇度五一分三〇五・三〇メートルの地点
八〇	基点七九から一二〇度四二分五〇・二五メートルの地点
八一	基点八〇から二二一度二分七二・五九メートルの地点
八二	基点八一から二三〇〇度五八分四〇秒一九一・七七メートルの地点
八三	基点八二から二二一度〇四分五五・〇〇メートルの地点
八四	基点八三から三〇〇度五七分五〇秒四五・四九メートルの地点
八五	基点八四から二二〇度五九分〇二秒九七・四四メートルの地点
八六	基点八五から三〇〇度五六分三八秒三・九五メートルの地点
八七	基点八六から二二〇度三五分四五秒三九・〇五メートルの地点
八八	基点八七から一二〇度三五分四二秒〇・七六メートルの地点
八九	基点八八から二二〇度三五分四五秒一四・四五メートルの地点
九〇	基点八九から三〇〇度五一分二二〇・八八メートルの地点

九一 基点九〇から二〇九度四九分一〇〇・三六メートルの地点
九二 基点九一から一二〇度四六分三四四・四九メートルの地点
九三 基点九二から二二一度三〇分一五〇・七八メートルの地点
九四 基点九三から一二〇度三〇分一七五・六四メートルの地点
九五 基点九四から二二一度一〇分一三四・七六メートルの地点
九六 基点九五から一八五度四八分一七・〇一メートルの地点
九七 基点九六から一二二度二五分八六・九三メートルの地点
九八 基点九七から一四〇度〇分三三秒一七・三六メートルの地点
九九 基点九八から二二〇度四五分〇二秒二八・七九メートルの地点
一〇〇 基点九九から一二一度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
一〇一 基点一〇〇から二二一度五二分五五秒三・四九メートルの地点
一〇二 基点一〇一から一二一度五三分一五秒四七五・二二メートルの地点
一〇三 基点一〇二から二二一度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
一〇四 基点一〇三から二〇一度一三分一九秒六一一・二九メートルの地点
一〇五 基点一〇四から二一度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
一〇六 基点一〇五から二九九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点

一五	基点一 一四から九一度四五分一・一五メートルの地点	基点一〇八 基点一〇七から一三三度五四分一一・一二メートルの地点
一四	基点一 一三から一二一度三三分二七秒一三一・九五メートルの地	基点一〇九 基点一〇八から一〇二度二六分一〇・二九メートルの地点
一一	基点一 一一から一二一度三三分一三八・二三メートルの地点	基点一〇九から一七七度五六分一〇・六七メートルの地点
一二	基点一 一一から一二一度三三分一三八・二三メートルの地点	基点一一〇から一〇二度三〇分五五・〇五メートルの地点
一三	基点一 一二から一二一度七分三一秒六・〇五メートルの地点	基点一一一から一二一度三三分一三八・二三メートルの地点
一四	基点一 一三から一二一度三三分二七秒一三一・九五メートルの地	基点一一二から一二一度三三分一三八・二三メートルの地点

一一六 基点一 一五から二二〇度 一分四一秒九・二九メートルの地点
一一七 基点一 一六から二〇一度〇二分五四秒五一・三八メートルの地
点

一九	基点一一八から二九一度〇六分四〇秒四一四・〇四メートルの地 点
一二〇	基点一一九から二八六度四九分一一〇・七五メートルの地点
一二一	基点一二〇から一八三度五三分二一・一四メートルの地点
一二二	基点一二二から一〇六度五〇分一〇四・一六メートルの地点
一二三	基点一二三から一一七度〇八分八六・四五メートルの地点
一二四	基点一二三から二〇二度五八分九八・五二メートルの地点
一二五	基点一二四から一三六度三九分九一・五九メートルの地点
一二六	基点一二五から二〇五度三四分七・〇〇メートルの地点
一二七	基点一二六から一三六度一分八二・一六メートルの地点
一二八	基点一二七から一九三度二五分八九・〇七メートルの地点
一二九	基点一二八から九八度〇〇分二一・四五メートルの地点
一三〇	基点一二九から六六度一一分八二・八九メートルの地点
一三一	基点一二八から九六度三四分五・八三メートルの地点
一三二	基点一三一から四一度四三分二六・〇二メートルの地点
一三三	基点一三三から一三一度五八分二九・五一メートルの地点
一三四	基点一三〇から九六度三四分五・八三メートルの地点
一三五	基点一三四から一七度三四分五九秒六〇・二〇メートルの地点
一三六	基点一三五から二〇八度五三分五七秒一一・〇二メートルの地点
一三七	基点一三六から一六度一三分一〇秒一二・五三メートルの地点
一三八	基点一三七から二〇八度五三分五〇秒四二・七七メートルの地点
一三九	基点一三八から二四〇度二七分一〇秒一一・六六メートルの地点
一四〇	基点一三九から二〇九度〇二分二〇秒四・一二三メートルの地点
一四一	基点一四〇から一六七度〇〇分三三秒三三・八八メートルの地点
一四二	基点一四一から九八度一四分四五秒一四・二七メートルの地点 補助点
二の一	基点二から四三度三四分三〇秒一〇六・四八メートルの地点
三の一	基点三から九六度二六分三秒一二四・三三メートルの地点
八の一	基点八から一五五度一三分二秒一九・五〇メートルの地点 点
一四の一	基点一一から二六〇度四五分四三秒一四二・六八メートルの地 点
一四の一	基点一四から二四八度三分三八秒八二・五二メートルの地 点

一七の一	基点一七から一八一度二九分一五秒六九・〇三メートルの地 点
三五の一	基点三五から三七度〇一分一三一・八二メートルの地点
三六の一	基点三六から七六度三七分一九六・八九メートルの地点
三七の一	基点三七から一三五度二九分二〇一・一四メートルの地点
三八の一	基点三八から一五〇度五二分一九八・九八メートルの地点
四〇の一	基点四〇から一三五度一五分一九九・九〇メートルの地点
四二の一	基点四二から一二九度〇九分二〇〇・六一メートルの地点
四三の一	基点四三から一四一度四三分〇一秒一五五・二九メートルの 地点
九四の一	基点九四から六〇度二四分〇五秒一〇〇・七三メートルの地 点
一〇〇の一	基点一〇〇から四五度一九分五八秒八四・八四メートルの地 点
一〇三の一	基点一〇三から一六六度二一分三一秒八二・〇七メートルの 地点
一〇四の一	基点一〇四から一五〇度〇四分三三秒一一五・〇一メートル の地点
一一二の一	基点一二二から七六度〇八分四五秒五七・一九メートルの地 点
一一六の一	基点一一六から六六度〇八分〇一秒五五・七八メートルの地 点
一三五の一	基点一三五から五〇度五五分一三秒一二一・一四メートルの 地点
一四二の一	基点一四二から七六度一七分五四秒六三・五三メートルの地 点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律
(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四
年法律第八十八号)第十一條の基準に従つて測定したものであ

山口県告示第三十号

2 方位は、真方位とする。
る。

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第五条第四項の規定により、港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち次の区域を下関港港湾管理者の長が管理する区域として定める。海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域に関する告示（平成三十一年山口県告示第十五号）は、廃止する。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 海岸の名称

山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

二 区域

- 1 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域
- 2 基点一〇、一一、一二、一三、一四、一五の各点を順次結んだ線及び基点一五と基点一〇を結んだ線によつて囲まれた区域
- 3 基点一六、一七、一八、一九の各点を順次結んだ線及び基点一九と基点一六を結んだ線によつて囲まれた区域
- 4 基点二〇、二一、二二、二三、二四の各点を順次結んだ線及び基点二四と基点二〇を結んだ線によつて囲まれた区域
- 5 基点二五、二六、二七、二八、二九、三〇の各点を順次結んだ線及び基点三〇と基点二五を結んだ線によつて囲まれた区域

点の位置**基点**

- 一 一級基準点山口二一五二五（北緯三四度〇一分〇三・九八四五秒東経一三一度〇〇分〇四・六一九一秒）から四四度一六分〇六秒四〇〇・四八メートルの地点
- 二 基点一から二一八度三六分七六・〇六メートルの地点
- 三 基点二から一七二度二六分三・六二メートルの地点
- 四 基点三から二一八度四七分二五八・二八メートルの地点
- 五 基点四から二一八度四七分三八・四九メートルの地点

山口県告示第三十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

注

方位は、真方位とする。

六	基点五から二三度五一分三八・六三メートルの地点
七	基点六から三九度三四分一一三・一〇メートルの地点
八	基点七から三三度五三分四・三一メートルの地点
九	基点八から三八度一九分二二三・六八メートルの地点
一〇	基点九から一九六度〇五分五二秒一、〇八一・三六メートルの地点
一一	基点一〇から二二一度二七分一一七・三四メートルの地点
一二	基点一一から三〇一度〇二分〇四秒一四七・六八メートルの地点
一三	基点一二から三〇度五九分〇二秒六二・一八メートルの地点
一四	基点一三から一二〇度五七分〇五秒四五・四九メートルの地点
一五	基点一四から三一度〇四分五五・〇〇メートルの地点
一六	基点一五から一八七度三九分三四秒四二九・七二メートルの地点
一七	基点一六から二一〇度〇九分六〇・九六メートルの地点
一八	基点一七から三〇〇度三〇分九五・一四メートルの地点
一九	基点一八から三一度三〇分六一・五〇メートルの地点
二〇	基点一九から二三九度五五分一八五・〇九メートルの地点
二一	基点二〇から一五九度二三分九八・〇五メートルの地点
二二	基点二一から二〇〇度三分九三・〇一メートルの地点
二三	基点二二から五度四八分一七・〇一メートルの地点
二四	基点二三から五度四八分一七・〇一メートルの地点
二五	基点二四から五七度一一分二七秒一、〇六二・四〇メートルの地点
二六	基点二五から三二度二一分三八秒五七・三九メートルの地点
二七	基点二六から一二〇度四七分三一秒一〇・六九メートルの地点
二八	基点二七から二二〇度五三分二六・〇〇メートルの地点
二九	基点二八から一二一度一分〇八秒一八五・五三メートルの地点
三〇	基点二九から二六度〇四分四五秒三一・七一メートルの地点

一の表中

周南市古市一丁
目四番一号

を

周南市富田二丁
目一番一号

に、

上三七七
大字鹿野

を

上三一
八九の一
大字鹿野

に改める。



(二六) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）作成）

二 作業の地域

下関市、山口市、萩市、防府市及び美祢市

三 作業の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(二七) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
基本測量（数値地図25000（土地条件）作成）
二 作業の地域
下関市
三 作業の期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一 作業の種類
基本測量（GNSS測量）
二 作業の地域
萩市
三 作業の期間
令和六年九月三十日から令和七年一月二十八日まで

(二八) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和八年一月三十日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
二 作業の地域
山口県全域
三 作業の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 一

開発区域に含まれる地域の名称

岩国市平田五丁目

特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市牛野谷町三丁目八番一〇号

株式会社櫻迫

令和八年
年一月三
三十日印
行刷

発行
行人所

山口県
知事